

資料編

## 資料1 策定経過

### (1)議会

開催日	会議体	主な内容
令和3年4月23日	議会全員協議会	策定方針について
5月24日	議会全員協議会	町民満足度調査について
6月25日	議会全員協議会	町民参加手法について
7月21日	議会全員協議会	町民ワークショップについて
8月25日	議会全員協議会	進捗状況（小中学校児童生徒アンケート、中学校生徒会ワークショップ、人口ビジョン）について
9月28日	議会全員協議会	進捗状況（中学校生徒会ワークショップ、団体アンケート、職員の参加手法、町民ワークショップ）について
10月25日	議会全員協議会	進捗状況（中学校生徒会ワークショップ、計画の構成、条例改正）について
12月24日	議会全員協議会	進捗状況（町民ワークショップ、人口ビジョンの検証結果）について
令和4年2月18日	議会全員協議会	基本構想素案について
4月25日	議会全員協議会	基本構想案について
6月14日	第2回定例会	基本構想について（議決）
12月23日	議会全員協議会	前期基本計画素案について
令和5年3月28日	議会全員協議会	前期基本計画について

### (2)二宮町総合計画審議会

【構成員14名】

町教育委員会の委員1名、町農業委員会の委員1名、関係行政機関の職員1名、町内の公共的団体等の代表者3名、学識経験を有する者6名、公募の町民2名

開催日	会議体	主な内容
令和4年2月9日	令和3年度 第1回審議会	策定方針及び策定スケジュールについて 各種事前調査報告について 基本構想素案について
2月10日	第2回審議会	基本構想素案に対する意見について
2月22日	第3回審議会	基本構想素案について
3月11日	第4回審議会	基本構想素案に対する答申書案について
3月23日	第5回審議会	基本構想素案に対する答申書案について
10月20日	令和4年度 第1回審議会	本年度に審議する内容について 前期基本計画の骨子について
11月8日	第2回審議会	前期基本計画重点的方針素案について 前期基本計画分野別方針素案について
11月25日	第3回審議会	前期基本計画重点的方針素案に対する意見等について 前期基本計画分野別方針素案に対する意見等について
12月26日	第4回審議会	前期基本計画重点的方針素案に対する意見等について 前期基本計画分野別方針素案に対する意見等について 第3期二宮町総合戦略素案について 二宮町国土強靱化地域計画（改定版）案について
令和5年1月16日	第5回審議会	前期基本計画素案に対する答申書案について
2月3日	第6回審議会	前期基本計画素案に対する答申書案について

### (3)二宮町総合計画策定委員会

【構成員 10 名】

町長、副町長、教育長、政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市部長、消防長、議会事務局長、教育部長

開催日	会議体	開催日	会議体
令和2年8月18日	令和2年度 第1回	令和4年1月20日	第11回
9月1日	第2回	2月1日	第12回
12月1日	第3回	3月16日	第13回
令和3年3月17日	第4回	4月19日	令和4年度 第1回
4月6日	令和3年度 第1回	5月6日	第2回
5月18日	第2回	6月7日	第3回
6月16日	第3回	7月20日	第4回
7月20日	第4回	9月16日	第5回
8月17日	第5回	10月4日	第6回
9月16日	第6回	10月18日	第7回
10月19日	第7回	11月1日	第8回
11月16日	第8回	令和5年1月18日	第9回
12月21日	第9回	2月14日	第10回
令和4年1月6日	第10回	3月2日	第11回

### (4)アンケート調査

#### ①町民満足度調査(令和3年7月実施)

- ・調査対象:1,000人(町内に居住する18歳以上の町民を無作為抽出)
- ・回収率:35.6%(回答数:356件)
- ・第5次二宮町総合計画後期基本計画における47の分野別施策の「重要度」と「満足度」のほか、町への愛着度や定住意向、各分野での取り組みに関する設問について回答いただいた。

#### ②まちづくり小中学生アンケート調査(令和3年7月実施)

- ・調査対象:町内小中学校に通う、小学校6年生と中学校3年生
- ・回答人数:小学校198人、中学校187人(合計385人)
- ・町の「好きなところ」・「好きでないところ」やその理由、大人になった時の「町のイメージ」などについて回答いただいた。

#### ③町民活動団体アンケート調査(令和3年11月実施)

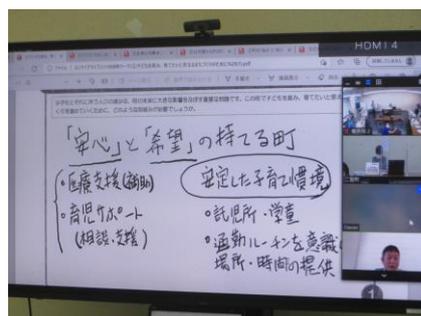
- ・調査対象:町内を中心としたまちづくり活動をしている団体
- ・回答団体数:48団体
- ・活動を通しての課題やその対応策、活動をより活発にするための取り組みや町に協力してもらいたい事項などについてご意見を伺った。

## (5) ワークショップ

### ① 町民ワークショップ

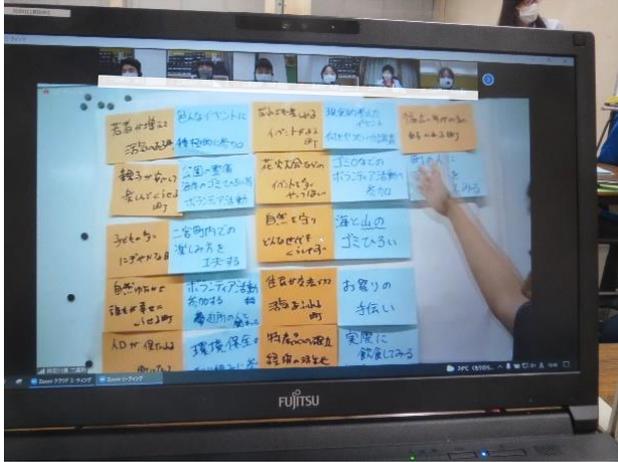
- ・各回、分野に応じたテーマを設定し、幅広く意見やアイデアを伺った。
- ・ワークショップには、それぞれの分野において実際に町内で活動を行っている方などの参加もあり、今後の取り組みの参考となるアイデアなども多く発表された。

開催日・参加人数	分野	テーマ
令和3年10月9日(土) 参加人数:会場:7人 リモート:3人 意見書:6人	子育て、教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを産み、育てたいと思えるまちづくりのために</li> <li>・子どもたちの心身の健康と「生きる力」を育むために</li> </ul>
	産業、経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な消費者ニーズに応えられる地域経済の活性化のために</li> <li>・自然豊かな町の特徴である農地や里山を守るために</li> </ul>
令和3年10月24日(日) 参加人数:会場:6人 意見書:2人	環境、防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多発する自然災害に強いまちとするために</li> <li>・温暖化防止対策をはじめとした環境保全のために</li> </ul>
	土地利用、都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしやすさに直結する安定した住環境を保つために</li> <li>・生活の質を向上させる都市基盤施設を再編、維持していくために</li> </ul>
	自治体経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民と地域、行政が連携してまちづくりを進めていくために</li> <li>・日々の安全や生活の幅を広げるコミュニティを強化していくために</li> </ul>
令和3年11月13日(土) 参加人数:会場:5人 意見書:9人 傍聴:2人	福祉、健康・保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で助け、支え合いができる共助のまちづくりのために</li> <li>・誰もがいくつになっても健康に生活ができる町を目指すために</li> </ul>
	生涯学習・スポーツ、歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な学習活動やスポーツの機会を提供するために</li> <li>・ふるさと二宮への誇りと愛着を醸成していくために</li> </ul>



## ②中学校生徒会ワークショップ(令和3年10月6日(水)実施)

- ・参加者:二宮中学校生徒会役員5名、二宮西中学校生徒会役員6名、町長
- ・一人一台のタブレットを活用したZOOMによるオンライン意見発表会とし、フリップボードを使用して、「町の魅力や課題」、「町の将来イメージと私たちの役割」などについて、意見交換を行った。



## ③職員ワークショップ(令和4年2月2日(水)実施)

- ・参加者:町政の運営に直接携わる中堅職員15名
- ・分野ごとに3つのグループに分けて開催。町の現状や課題を踏まえ、今後のまちづくりに向けた取り組み等について意見交換を行うことで、互いの意見や考え方に耳を傾け、さまざまな視点から物事を捉える機会とした。

## (6)オープンハウス

- ・令和4年3月17日(木)~18日(金)の2日間、ラディアン展示ギャラリーで実施。
- ・第6次二宮町総合計画の策定に向け、これまでに行ってきた町民のみなさんご意見などを紹介するとともに、基本構想(案)の概要をパネルで示し、アンケート方式によりご意見を伺った。



(趣旨)

第1条 この条例は、本町の総合計画等に関する事項について調査及び審議するため、二宮町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 二宮町総合計画に関すること。
- (2) 総合戦略(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。)に関すること。
- (3) 二宮町国土強靱化地域計画に関すること。
- (4) 二宮町行政改革に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 町の区域内の公共的団体等の代表者 4人以内
- (5) 学識経験を有する者 6人以内
- (6) 公募の町民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月22日条例第18号)

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月15日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月14日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月1日条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月21日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(二宮町行政改革検討委員会条例の廃止)

2 二宮町行政改革検討委員会条例は廃止する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

3 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和4年3月3日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 資料3 二宮町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	選出区分	
岡野 敏彦	町教育委員会の委員	1号
井上 宗士	町農業委員会の委員	2号
竹村 洋治郎	関係行政機関の職員	3号
阿部 正昭(副会長)	町内の公共的団体等の代表者	4号
片岡 宇一郎	町内の公共的団体等の代表者	4号
関野 茂司	町内の公共的団体等の代表者	4号
湯川 恵子(会長)	学識経験を有する者	5号
小野寺 裕美	学識経験を有する者	5号
林 晃	学識経験を有する者	5号
江守 正多	学識経験を有する者	5号
磯部 和美	学識経験を有する者	5号
守屋 保子	学識経験を有する者	5号
赤井 和憲	公募の町民	6号
石井 朝方	公募の町民	6号

## 資料4 諮問・答申

### 諮問(基本構想)

二第 140 号  
令和 4年 2月 9日

二宮町総合計画審議会  
会長 湯川 恵子 様

二宮町長 村田 邦子

#### 第6次二宮町総合計画基本構想素案の諮問について

第6次二宮町総合計画基本構想(2023 年度～2032 年度)の策定にあたり、二宮町総合計画審議会条例第2条の規定により、第6次二宮町総合計画基本構想素案について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

### 答申(基本構想)

令和4年4月12日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合計画審議会  
会長 湯川 恵子

#### 第6次二宮町総合計画基本構想素案について

令和4年2月9日付け二第 140 号により諮問を受けました第6次二宮町総合計画基本構想素案について、当審議会では慎重に議論を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

今後の基本構想の策定にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重し、計画に反映されますよう要望します。

# 答 申 書

## 1. はじめに

素案の審議にあたり、事前に丁寧な町民意見の収集と分析がなされていることが評価できる一方、意見が適切に反映されているか、二宮町の特徴を捉えつつ未来を見据えた計画となっているかなどについて、集中的に審議しました。

全国的な人口減少・少子高齢化の進展、児童生徒数の減少による学校教育環境の変化、ICT に関しては技術の飛躍的な向上と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活への浸透、そして世界的な脱炭素化の動きなど、様々な分野にまたがった課題が顕在化しているため、計画策定にあたっては幅広い視野で社会を見渡す必要があります。

また、それらに対応する中でも、二宮町の特徴である豊かな自然を守りつつ、自然との調和を基本とした施策や取り組みの展開が求められています。

## 2. 答申項目について

### 答申項目 1 基本理念と 10 年後の将来像について

- ・理念とはあらゆる時代の変化を通じて普遍的な考えを包括的に表現したものであり、町民憲章を二宮町総合計画基本構想の中核に据えたいうで、計画にしっかりと明記し、町民の中での理解を深めていく必要がある。
- ・町民憲章は、制定から相当な年月が経っていることから、その制定の経過や基本理念とした想いを改めてしっかりと説明する必要がある。
- ・町民憲章の内容に際しては、時代に即していない部分や掲載されている言葉に縛られる懸念がある。町はこれを認識し、それらも踏まえながら町民にわかりやすく説明し、制定当時の想いを再認識する機会とすると良い。
- ・10年後の将来像は、総花的にまとめられているため、まちづくりの目指すべき方向性が見えにくい。説明のなかで重点に置くものを落とし込むことによって見える化することで、町民にもわかりやすくなる。

### 答申項目 2 まちづくりの方向性（基本目標）について

#### (1) 子どもたちの健やかな成長と生きる力を育むまち

- ・初めて出産を経験する親にとって、子育ては妊娠期

から始まるため、妊娠期からのつながりのある支援を明文化する必要がある。

- ・いじめや不登校といった子どもを取り巻く課題に対応するため、他市町の事例などを参考に、例えば「子どもの権利条例」の制定など、子どもたちを守るための手法について検討する必要がある。
- ・教育分野に ICT 技術が導入されているが、ICT 化で効率化できる部分とそうでない部分を見極めながら、学習効果を高めていく必要がある。
- ・二宮の強みである豊かな自然を生かした教育と、デジタル化を生かした教育はメリハリをつけて推進することが必要である。デジタル化の推進にあたっては、「使う IT」を発展させた「作る IT」も視野に進めることで新たな二宮らしさが創出できる。
- ・学校教育は、学力の向上だけでなく協調性や多様性の受容といった「他者との関わり」によって育まれる力も重要視されているため、その視点についても明記する必要がある。
- ・学校教育は、コミュニティ・スクール化によって教員と児童生徒、保護者だけでなく地域住民も関わって成り立っているため、学校運営協議会等の記載にも配慮する必要がある。また、子どもたちが協調性や多様性を理解するために、コミュニティ・スクールの活動を積極的に行うべきである。
- ・単級化の学校が増え、公教育の根幹である集団での学びが損なわれつつあるため、次代に即した学校システムへの移行と学校施設の集約化に向かうコンセプトについても記載していく必要がある。

#### (2) 誰もがいきいきと豊かに暮らせるまち

- ・住み慣れた土地でいつまでも自分らしく暮らしていくためには、人と人との関わり合いや支えあいには欠かせない要素であることを意識し取り組むべきである。
- ・文章から伺われる趣旨が、高齢者を対象とした項目に傾倒しているように見えるので、子どもから高齢者までという意味合いをもっと出すべきである。また、子どもたちや若い世代が自発的に活動していけるように、町として支援できる体制を作る必要がある。

#### (3) 人と地球にやさしい持続可能なまち

- ・日本は 2050 年までに脱炭素化することとしているため、二宮町も町の強みである自然と調和した形で、脱炭素化に向けた取り組みを推進することを計画の中に明文化するべきである。

- ・現在策定作業が進んでいる環境基本計画の考えと、この項目の記載事項は整合性を取る必要があるため、関係課と事前にすり合わせをする必要がある。
- ・地球規模の温暖化対策が含まれる環境施策と地域単位の防犯が同じ項目に入っていることに違和感がある。視点によって捉え方や括り方も変わるため、改めて関連性などを精査し、施策のまとめ方を見直す必要がある。

#### (4) 地域資源を生かしたにぎわいのある活力に満ちたまち

- ・町民と町が一体となって、町民にとって魅力的な取組を企画し情報発信することで、町外から人を呼び込むなど、地域活性化につなげる工夫をするべきである。
- ・観光分野においては、さらなる交流人口を増やすための観光の在り方について検討を進めるべきである。
- ・地域資源というと産業などの視点になりがちだが、新規に転入してきている世帯にとっては子育てや教育の環境もキーワードとなっていることを考慮に入れる必要がある。

#### (5) 都市と自然が調和した安全で快適なまち

- ・(3)にも関連するが、都市基盤や土地利用などにおいても、町の強みである自然と調和した形での脱炭素化の推進を意識する必要がある。
- ・不動産会社等の民間事業者と情報共有し、空家を活用できる仕組みを検討するべきである。

#### (6) 町の歴史や文化への誇りと、学びを通じた生きがいがあるまち

- ・論点が見えにくく、項目として何を指したものなのかがわかりにくいため、文体を含め、わかりやすい文章となる工夫をする必要がある。

#### (7) きずなを強め、町民と行政がともに取り組むまち

- ・誰と誰のきずな(つながり)について述べている項目なのかがわかりにくいため、わかりやすい表記となる工夫をする必要がある。
- ・町民と町民のつながりも含まれている項目であるならば、地域の支えあいという視点で安全安心の施策

分野をこちらに移動させる必要がある。

- ・行政と町民のつながりも含まれている項目であるならば、町民から求められている「より柔軟な姿勢」を明文化する必要がある。
- ・若い世代の意見を反映し、柔軟な発想で取り組みを行うべきである。

#### 答申項目3 その他全体について

- ・町の強みである自然を大切にしつつ、脱炭素化を含めた様々な施策を実施する姿勢を見せるため、様々な場面で「環境への配慮」を盛り込んだ説明とするべきである。
- ・土地利用構想では、ICT化の進展により場所に囚われることなく取り組むことが可能となっており、ゾーニングが難しくなっているため、今後町がどのような方向性で土地を活用していくのかを説明するものとなるよう、工夫が必要である。
- ・基本目標という表現は、完了することが可能な性質を持った事柄を指すニュアンスがあるため、指針やビジョンのような意味合いであれば「まちづくりの方向性」だけにすべきである。
- ・行政運用において、グローバル化を見据え、西暦表記への移行に取り組むなど、社会情勢を踏まえたバランス感覚を意識するべきである。
- ・少子高齢化の波は避けて通れないものであるため、思い切った公共施設の統廃合と効率的運用を検討するべきである。
- ・まちづくりには、何を重点的にするのか推進の優先順位が必要となるため、基本計画や実施計画の中でしっかりと位置付けが分かるようにするべきである。
- ・移住者や交流人口等により「人が行き交う」ことは、人口減少の課題に対応するのみならず、新しい考え方をもった方々を呼び込むことで町の質的变化を創出するなど、町の魅力を高める重要な力となるため、10年後、20年後先も町として移住施策を重点的に取り組むべきである。
- ・町の姿勢や方向性を町民と共有するため、取り組みや成果、課題やニーズなどを共有しながら、現場の声に耳を傾けながら町民と町による協働型のまちづくりを意識するべきである。

諮問(前期基本計画)

二第 1324 号  
令和 4年 11月 8日

二宮町総合計画審議会  
会長 湯川 恵子 様

二宮町長 村田 邦子

第6次二宮町総合計画前期基本計画素案の諮問について

第6次二宮町総合計画前期基本計画(2023年度～2027年度)の策定にあたり、二宮町総合計画審議会条例第2条の規定により、第6次二宮町総合計画前期基本計画素案について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

答申(前期基本計画)

令和5年3月2日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合計画審議会  
会長 湯川 恵子

第6次二宮町総合計画前期基本計画素案について

令和4年11月8日付け二第1324号により諮問を受けました第6次二宮町総合計画前期基本計画素案について、当審議会では慎重に議論を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

今後の前期基本計画の策定にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重し、計画に反映されま  
すよう要望します。

# 答 申 書

## 1. はじめに

素案の審議にあたり、基本構想に定める10年後の将来像の実現に向け、町が前期5年間に重点的に実施すべき施策、及び各施策分野の方向性が、時代の変化や町民課題に即した計画となっているかなどについて、集中的に審議しました。

特に人口減少・少子高齢化の進展に伴う町財政、地域生活、経済に対する影響のほか、深刻化する地球規模の環境問題における自治体としての責任、教育分野における急速なICT技術の活用など、現在及び未来を見越した分野を跨いだ課題に対して、専門的知見だけでなく、町民としての目線も含め計画素案を審議しました。

町においては、本答申を十分に尊重し、各種計画策定を進めるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を基盤として、町民の想いや希望が詰まった10年後の将来像「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」の実現に向け、計画に定める施策を確実に推進されるよう要望します。

## 2. 総論

審議における委員意見のうち、特に計画全般にかかわる重要なものを総論として3点特筆します。

一つ目として、二宮らしさを生かした施策横断型の取り組みを推進する必要があります。具体的には、自然が豊かでゆったりとした雰囲気「二宮らしさ」を生かし、みんなが幸せを感じながら気候変動対策に取り組む「二宮モデル」を打ち出すことで、移住定住施策にも関連した町のイメージアップにつながったり、コンパクトで顔が見える町の規模を生かし、例えば特産品であるオリーブについて、農業、商工業、観光、環境の各分野を横断的に結び付け、相乗効果も視野に入れた施策を展開したりするなど、二宮らしさに関係した横断的な連携により効率的で効果的な取り組みとなることを目指す必要があります。

二つ目として、個性や価値観の多様性を認め合うインクルージョンの精神を持ってまちづくりを推進する必要があります。そのため、インクルージョンという概念が浸透しつつある福祉分野や教育分野だけでなく、社会全体での子育てを推進する子育て分野や高齢化等による地域防災力の低下が課題となっている防災分野においても、従来型の取り組みにとどまらない新たな関係性の構築を目指すなど、社会

や地域を挙げてインクルージョンの精神に則った新たな取り組みを模索する必要があります。

三つ目として、環境面だけでなく、財政や地域活動など様々な分野において持続可能な視点を持ち続ける必要があります。その際、行政サービスのワンストップだけではなくノンストップを意識することや、単なるデジタル化ではなく体制の抜本的な改革を目指した本質的なデジタルトランスフォーメーションなど、保守的ではなく未来志向型の一歩踏み込んだ計画となるよう努力する必要があります。

## 3. 重点的方針

### ①公共施設の利便性、機能性を高めるまちづくり

- ・高齢者など、デジタルに弱い方もインクルージョンする意識として「どの世代においても理解しやすいデジタル化」を推進する必要があります。

### ②子どもの笑顔がかがやく、子育てと教育のまちづくり

- ・意見なし

### ③気候変動に対応した安全・安心なまちづくり

- ・重点的方針タイトルの安全・安心という言葉は、意味合いが広すぎるため、地球温暖化対策などでも使われる「持続可能な」という言葉の方が適切である。
- ・ゲリラ豪雨などで頻発する河川災害、土砂災害などへの対応も明記するべきである。
- ・脱炭素社会を実現するためには、役場の事務事業だけでなく、産業・民生・運輸を含めた町域全体からの排出量を計画的にゼロにすることを、町として目指すため、町域全体の脱炭素実行計画の策定にも取り組む必要がある。
- ・脱炭素社会や循環型社会を目指すことと関連して、二宮町のゆったりとした雰囲気にも適合した、大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却したライフスタイルを推進するべきである。

### ④誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

- ・施策として地域の防災や防犯にも触れているため、重点的方針タイトルに「安全・安心」を追記し、タイトルと内容の適合を図るべきである。

### ⑤活力がみなぎり、選ばれるまちづくり

- ・「みなぎる」は満ちるという意味であり、農業・産業の活力という言葉においては、よく使われる「あ

ふれる」とした方が良い。

#### ⑥新しい時代に向けて、しなやかに対応するまちづくり

- ・DXという単語は、単純な「情報化」とは異なるものであることを認識して、適切に使う必要がある。

### 4. 分野別方針

#### 施策分野①:子育て

- ・子育て世代の町政への参画を促すため、事業の際のキッズルーム設置やボランティア人材バンクの設立など、効果が小さくてもすぐに取り組みで変化が見える施策が必要である。
- ・保育園や学童保育所の送迎時の駐車場問題など、子育て環境に関わる課題に対してはしっかりと状況を把握し、積極的に解決していく方針を示す必要がある。また、地域や社会で子どもを育てていく意識を醸成するためにも、施設の近隣住民をはじめとする子育て世代以外の町民との関係性を、より良好なものとするための仕組みづくりを、重点的かつ継続的に行う必要がある。

#### 施策分野②:教育

- ・児童生徒の良好な教育環境の確保や人権意識を高めるため、いじめやセクハラを防止する二宮町独自の条例などを制定する方針についても検討すべきである。
- ・すべての柱となる「二宮町としてどのような子どもを育てるか」を明記するなど、具体的にイメージできる工夫をする必要がある。
- ・教育現場におけるデジタル化は、単に教科書のデジタル化ではなく、データの集積や外国を含めた他地域との交流など、幅広くそして含みのある活用を進めていく必要がある。
- ・タブレット端末などの継続的な維持に係る国の支援が打ち出されていない中、継続して教育現場のデジタル化を維持していくため、町がしっかりと支えていく姿勢を打ち出す必要がある。
- ・現在の学校教育では、多様性を認め合うインクルージョンの推進が重要であるため、計画においても受容性の高い教育の推進を明記すべきである。また、子どもだけでなく教員や保護者をはじめとする大人の意識の変化や、インクルージョン教育を実施できる組織、体制の構築も進めていく必要がある。

#### 施策分野③:福祉

- ・社会的課題となっている「ひきこもり」に早期かつ継続的に対応するため、役場内の教育委員会や福祉部局だけでなく、学校、福祉事務所、児童相談所など、様々な関係機関と連携して対応していく方針が必要である。
- ・施策細節「地域福祉の充実」では、誰でも安心して暮らし続けられる点について、深い関わりがある包括支援センターの事業内容を記載する必要がある。
- ・現況と方向性の説明と、介護保険サービスの関係性が分かりづらい。また、施策細節「介護保険サービスの充実」で説明している取り組みが、持続可能な介護保険事業の運営にどのように寄与するのかが分からないため、文章を再考する必要がある。

#### 施策分野④:健康・保健

- ・特になし

#### 施策分野⑤:環境

- ・国の支援制度を活用し、遊休農地を活用した営農型太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー開発や新築時の省エネ住宅の推奨、電気自動車の普及促進など、脱炭素社会の実現に向けたより踏み込んだ施策を展開する必要がある。
- ・施策細節「自然環境と生物多様性の保全」において、生物多様性の保全に関する記述が読み取りづらいため、表現などを工夫する必要がある。
- ・新庁舎整備に際しては、使用エネルギーの減量と自給により正味の消費量をゼロにするZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を目指すことを明記すべきである。
- ・気候変動適応策について、重点の方針と同様に分野別方針にも記述を追加する必要がある。

#### 施策分野⑥:防災

- ・高齢化や単身世帯の増加などにより、自治会加入者が減少している中、共助を担う地域防災力の低下が課題となっているため、地域コミュニティのあり方を含めた町の姿勢を見せていく必要がある。
- ・現況と方向性の内容からみて、既存の3つの施策細節だけでは、土砂災害などへの対応といったハード面の施策が欠落しているように見える。
- ・すでに既存の自治会を基盤としたネットワーク以外に、オンラインを活用した子育てやサークル仲

間といった新たなネットワークも存在しているため、それらを含めた情報の発信や連携についても検討する必要がある。

- ・高齢化等を踏まえ、自助・共助自体が困難な状況も考えられるため、既存の枠組みにとらわれない連携や町の取り組みも必要である。
- ・日中の人口比率が低い二宮町において、昼間の発災時の重要な防災要員として、地域の中学生の役割を見直すべきである。特に子ども会の解散などが見受けられる中、地域の大人とのつながりを保ち、地域への愛着を芽生えさせるためにも有用な取り組みだと考えるため、災害対応における中学生の積極的な関わりを位置付けるべきである。

#### 施策分野⑦:消防救急

- ・日中の人口比率が低い二宮町において、昼間の発災時の重要な防災要員として、地域の中学生の役割を見直すべきである。特に子ども会の解散などが見受けられる中、地域の大人とのつながりを保ち、地域への愛着を芽生えさせるためにも有用な取り組みだと考えるため、災害対応における中学生の積極的な関わりを位置付けるべきである。

#### 施策分野⑧:農林漁業

- ・一文が長すぎて文章全体の意味が分かりづらくなることや、「周辺環境」のように具体的なイメージが持ちづらくなる箇所も見受けられるため、一般町民目線で文章構成を考えるべきである。
- ・農業の推進にあたっては、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」なども参照し、農地土壌への炭素貯蔵を含めた環境再生型農業についても意識する必要がある。
- ・特産品による産業振興にあっては、他市町の事例を参考に、行政が民間の力を取りまとめて取り組みを進めることにも力を入れる必要がある。
- ・二宮らしい地域振興の一つとして、農業、産業、観光、環境の各施策分野を横断的に関連させた事業展開は魅力的であり、二宮らしさをアピールする各種取り組みにおいても積極的かつ横断的な連携に基づいた事業展開を進めるべきである。

#### 施策分野⑨:商工業

- ・「身近な購買機会を確保」など、一般町民にはイメージしにくい表現を改めるべきである。

#### 施策分野⑩:観光

- ・転入者などによる新規出店や、東大果樹園跡地の町民有志による活用により新たな人の流れができていたことも、観光資源のひとつとして記載すべきではないか。

#### 施策分野⑪:都市基盤

- ・特になし

#### 施策分野⑫:土地利用

- ・未利用町有地の有効活用については、施策分野⑩「行財政改革」の施策細節「公共施設と未利用町有地の適正な維持管理・再編」に記載されているが、施策分野⑫「土地利用」にも記載した方が良い。

#### 施策分野⑬:公園・緑地

- ・町民ニーズという点、人口構成割合として高齢者をイメージしがちなため、子どもや親の視点も含めた整備を進めることも明記するべきである。

#### 施策分野⑭:歴史・文化

- ・特になし

#### 施策分野⑮:生涯学習・スポーツ

- ・特になし

#### 施策分野⑯:自治

- ・特になし

#### 施策分野⑰:行財政改革

- ・特になし

#### 施策分野⑱:地域づくり

- ・高齢化や単身世帯の増加などにより、自治会加入者が減少している中、共助を担う地域力の低下が課題となっているため、地域コミュニティのあり方を含めた町の姿勢を見せていく必要がある。
- ・すでに既存の自治会を基盤としたネットワーク以外に、オンラインを活用した子育てやサークル仲間といった新たなネットワークも存在しているため、それらを含めた情報の発信や連携についても検討する必要がある。
- ・高齢化等を踏まえ、自助・共助自体が困難な状況も考えられるため、既存の枠組みにとらわれない連携や町の取り組みも必要である。

- ・子ども会の解散などが見受けられる中、地域の大人とのつながりを保ち、地域への愛着を芽生えさせるためにも、昼間の発災時の重要な防災要員として、地域の中学生の役割を見直し、災害対応における中学生の積極的な関わりを位置付けるべきである。

#### 施策分野⑨:安全安心

- ・普段、登下校等の見守りを担っている地域の大人の活動を評価するとともに、児童生徒と顔の見える関係性づくりの有用性についても記載する必要がある。
- ・施策分野のタイトルである「安全安心」は、非常に広い意味を持っているため、現況と方向性の中で分野の内容が分かりやすく説明できるよう工夫するべきである。

### 5. その他

- ・全体として文章の主述関係のねじれや、いわゆる「役所言葉」が散見され、一般町民にはわかりづらくなっているため、町民目線での文章の再構成が必要である。
- ・重点的方針の内容が、分野別方針のどこに関連しているのかがわかりづらいため、重点的方針と施策分野を結び付ける工夫が必要である。
- ・様々な分野において「ネットワーク」「パートナーシップ」「連携」などがキーワードになってくるが、取り組みの主体者が混在し、誰が何をするかが不明瞭になっているため、特に町の方向性や町が実施することを明確にする必要がある。
- ・中長期的な計画のため、計画途中での見直しや柔軟性について記載する必要がある。
- ・長寿の町を謳う二宮町において、町民ニーズという言葉は高齢者をイメージしがちだが、人口構成割合は少なくとも子どもや親の視点も含めた事業を実施するとともに、計画策定においてもそのことを意識した記載とする必要がある。
- ・具体がイメージしづらい「二宮らしい教育」や「学びや育ちの環境を整える」といった言葉には、具体例も入れて読む人がイメージしやすい工夫をする必要がある。
- ・重点的方針、分野別方針ともにSDGsと結びつけた取り組みを示したり、SDGsを座標軸に据えて検証したりする必要がある。

## 資料5 用語解説

### あ行

#### ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。

#### 空き家バンク

空き家の有効活用を促進するために、売却や賃貸したい空き家物件情報をホームページ等に掲載して、利用希望者へ情報提供するものです。

#### 一時預かり事業

保育園を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害などにより、一時的に家庭での保育が困難となったお子さんを預かる事業です。

#### eMAFF 農地ナビ

市町村および農業委員会が整備している農地台帳および農地に関する地図について、農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

#### インクルージョン

「包括」「包含」「包摂」「一体性」などの意味を持つ言葉で、ここでは多様性を尊重し認め合い、全ての人が社会の一員であるという意識を持つことを言います。

#### インフラ

社会全体で共有される公共的、公益的な設備や施設、構造物などのことで、例を挙げると、道路や橋りょう、上下水道、広義的には学校や病院などがあります。

#### SDGs(持続可能な開発目標)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成 27(2015)年9月に国連で開かれたサミットの中で採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。貧困や飢餓など 17 のゴール(目標)から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

### か行

#### 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

#### 気候非常事態宣言

気候変動の影響により深刻化する災害などに対し、自治体が緊急行動を呼びかけるために発出するものです。二宮町も令和5年度にこの宣言を行うこととしています。

#### 機能別消防団員

水火災、大規模な救急事故、その他災害が発生し、又は、発生が予想される現場において、消防団の災害対応能力の補完及び向上を目的として、消防団として一定の経験を有した方により組織されています。

#### 共同消防指令センター

平塚市・大磯町・二宮町からの 119 番通報を一括受信し、通報内容(災害の種類や規模)に適した部隊を編成して各消防署所に出動指令を行う機能で、平塚市に設置されています。

#### 交流人口

その地域に、観光、通勤・通学、買い物などを目的に訪れる(交流する)人のことです。その地域に住んでいる人を示す「定住人口」(又は居住者・居住人口)に対する概念です。

#### 子育てサロン

就学前のお子さんと保護者が育児相談や子育て講座に参加することができ、また同じような子育ての仲間と交流できる憩いの場のことです。

#### ことわらない相談窓口

町民一人ひとりがその人らしい生き方を実現できる社会を目指し、さまざまな困りごとを一元的に対応するための相談窓口です。

#### 個別避難計画

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどを示した計画です。

#### コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校です。この協議会のもと、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成

長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

## さ行

### 再生可能エネルギー

石油などといった化石燃料のように有限なものではなく、太陽光や風力、地熱といった、二酸化炭素を排出しない(増加させない)、枯渇することのない、自然界に常に存在するエネルギーのことでです。

### 自助、共助、公助

自助・共助・公助とは、課題解決に向けた基本的な考えで、「自助」は、自らの困難に対して、住民ひとりひとりが考え、行動し、問題の解決を図り、豊かな生活を送るために努力すること、「共助」は、近隣の住民どうしが、ともに支え・助け合い、安心して豊かな地域づくりに向け連携・協力すること、「公助」は、住民や地域で解決できない課題に対し、法律や制度に基づき行政や公的機関等のサービスを活用し解決を図ることを示しています。

### 小中一貫教育(施設一体型小中一貫教育・施設分離型小中一貫教育)

小学校と中学校の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のことで、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な教育の取り組み内容の質を高めることを目的としています。

また、施設一体型は小中学校の校舎が一部又は全部が一体となっているもので、施設分離型は異なる場所に別で設置されている形態となります。

### ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことでです。

## た行

### 第3次二宮町環境基本計画

自然豊かで素朴な町の良さを生かしながら、将来に残したい環境の保全や創出に向けて、町民・事業者・町が一体となって取り組むことを目指すために定めた計画です。

### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことです。

### 地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

### 地域計画(人・農地プラン)

農業者の高齢化、後継者不足の問題による耕作放棄地の増加といった「人と農地の問題」について、今後中心となる農業者は誰か、その農業者にどうやって農地を集めていくかを地域の話し合いに基づき作成する「未来の農地の設計図」です。

### 地域の通いの場

高齢者を中心に、誰もが継続的な介護予防などの健康づくりの活動や交流ができる地域の居場所です。

### 地域包括ケアシステム

介護保険法に基づく制度で、町が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための制度です。

### デジタル教科書

紙の教科書と内容は同じですが、各小中学校に整備したタブレット端末により、電子データで閲覧のできる教科書です。

### DX(デジタル・トランスフォーメーション)

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを意味し、自治体においては主に、デジタル技術を活用することで、住民の利便性や行政サービスの向上を目指す取り組みを指します。

## な行

### 二宮ブランド事業

町の地域資源を最大限に生かし、二宮らしさと付加価値をつけて生み出した二宮ブランド商品を普及・啓発する事業のことでです。

### 二宮町空家等対策計画

町の空き家対策について基本的な考え方を示した計画です。

### 二宮町安全安心まちづくり推進協議会

子どもから高齢者まで全ての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進し、町民のコミュニティ意識の醸成により地域づくりの向上を目指すことを目的に設置された協議会です。

### 二宮町観光まちづくり戦略

基本構想に定めた10年後の将来像の実現に向け、観光振興におけるまちづくりの具体的な方向性を示した計画です。

### 二宮町教育等施設長寿命化計画

教育施設の個別施設計画として、これら施設を老朽化や少子高齢化に伴う需要の変化に対応しつつ、どのようにして改修や更新を進めていくかの方針を定めた計画です。

### 二宮町下水道ストックマネジメント計画

町の下水道を持続的かつ安定的に維持していくために、下水道経営の効率化と経営基盤の強化を図ることを目標として、事業方針や目標を定めた計画です。

### 二宮町公園統廃合計画

町が管理する公園について、維持管理費の圧縮に向けた管理形態の見直しのほか、配置の整理や機能の集約について定めた計画です。

### 二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画

町の公共施設のあるべき方向性と大規模な町有地の有効活用について検討することを目的に、平成30(2018)年からの10年間で実施する取り組みについて位置付けた計画です。

### 二宮町国民健康保険データヘルス計画

健康寿命の延伸を目指し、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、効果的・効率的に保健事業を実施するための計画です。

### 二宮町子育て世代包括支援センター「にのはぐ」

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供する「ワンストップ拠点」のことです。

### 二宮町子ども・子育て支援事業計画

町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することや、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に定めた計画です。

### 二宮町生涯学習推進計画

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが生涯を通じて学び、学んだ成果や学びを通じた人のつながりが様々な活動に生かされ、誰もが安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりにつなげていくことを目指した計画です。

### 二宮町人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、町の人口を分析し、人口の将来展望を提示した計画です。

### 二宮町人材育成基本方針

町が求める「職員像」を示し、すべての職員が求められるそれぞれの職務階層に応じた職責の認識と職務能力を理解し、職場の中で実践していくことにより、個々の職員力を高める人材育成の具体的方針を指針として定めたものです。

### 二宮町地域公共交通計画

将来的な町全体の交通のあり方を示すとともに、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保や維持をするための計画です。

### 二宮町地域包括支援センター「なのはな」

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの各専門職が、地域で暮らす高齢者のみなさんがかかえる課題や問題などに、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から対応するための窓口です。

### 二宮町地域防災計画

町の防災に関し、町や関係機関が取り組むべき事務や業務について、総合的な運営を定めた計画です。

### 二宮町都市計画マスタープラン

町の長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた土地利用のあり方、道路や公園・緑地の整備のあり方等、都市づくりの方針を明らかにする計画です。

## にのみやLife

暮らしやすい町の良さを広くPRし、ファミリー層を中心とした人々の定住を促すために実施するプロモーション活動のキャッチフレーズです。

## は行

### 8050問題

80代の高齢の親が50代の子どもの生活を支えている事例が増加し、社会問題化していることです。

### 病後児保育

保護者の方の都合により家庭で保育できない病気の回復期にあるお子さん(病後児)を、一時的に専用の保育施設で預かる事業のことです。

### ファミリー・サポート・センター

小さなお子さんを持つ人が安心して子育てできるよう、子育てを手助けしてほしい人と、お手伝いできる人が会員となって、地域の中で子育てを助け合う組織です。

## ま行

### まちづくり

都市基盤等の整備、土地利用の規制誘導、福祉、健康、教育等の分野を含めて、町民参加により地域社会づくりを進めていくことです。

## わ行

### ワンストップ

1ヶ所で用事が足りること、1ヶ所で何でも揃うことです。